

京都市告示第567号

生活保護法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための医療を担当させる機関を、次のとおり指定しました。

令和4年2月14日

京都市長 門川大作

医療機関指定

| 名 称                    | 所 在 地                        | 指定年月日     |
|------------------------|------------------------------|-----------|
| ダイアン・いこ皮ふ科クリニック        | 西京区川島松園町3番地                  | 令和4年1月1日  |
| 桂川みずた耳鼻咽喉科             | 西京区下津林南大般若町37番地<br>リペアス下津林3F | 令和4年2月1日  |
| みんなの訪問リハビリ看護ステーション みなみ | 南区大宮通八条下る東寺東門前町67番地          | 令和3年12月1日 |
| ユウケア訪問看護ステーション         | 右京区西院平町25番地<br>ライフプラザ西大路四条7F | 令和3年12月1日 |

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)